

Title	振替制度下の株主提案権行使： 株主提案権の行使期限と個別株主通知とを中心として
Sub Title	The exertion of shareholder proposal right under the book-entry transfer system : focusing on the individual shareholder notification and the time limit for shareholder proposal right
Author	王, 偉杰(Wang, Weijie)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2015
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.107, (2015. 12) ,p.1- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20151215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

振替制度下の株主提案権行使

——株主提案権の行使期限と個別株主通知とを中心として——

王 偉 杰

- 一 はじめに
- 二 三ツ星事件の概要と裁判所の判断
 - (一) 三ツ星事件の概要
 - (二) 裁判所の判断
 - (三) 検討(二つの疑問)
- 三 株主提案権の行使期限と個別株主通知の実施時期との関係
 - (一) 株主提案権の行使期限
 - (二) 株主提案権の行使期限に関する株主の利益
 - (三) 個別株主通知の実施時期
- 四 小 括
- 五 おわりに

一 はじめに

日本では、平成二十一年一月五日に施行された「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」と略称する。)により、いわゆる株券電子化制度が確立されるようになった。これまでに上場株券の管理制度として利用されてきた株券保管振替制度は廃止され、その代わりに株式の振替制度が施行されるようになった。振替法一三条一項および同法一二八条一項により、振替制度の適用対象(以下「振替株式」という。)は、株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式(譲渡制限株式を除く。)でなければならず、さらに、当該株式が振替制度の適用対象として取り扱われるためには、発行会社の同意が必要である。同意をするか否かについて、発行会社は任意に決めることができるが、上場会社の場合では、その発行株式が振替制度の適用対象でなくなれば上場が維持できないことから(有価証券上場規程(東京証券取引所)六〇一条一項一六号)、事実上、上場会社の株式については振替制度が強制的に適用されることとなる。⁽¹⁾したがって、上場会社の発行株式はすべて振替株式となり、その振替株式を有する株主の権利行使については振替法の規制に服することとなる。⁽²⁾振替法の規制に基づき、振替株式についての権利の帰属は、振替口座簿の記載または記録により定まるものとなる(振替法一二八条一項)。また、振替株式についての少数株主権等を行使する場合には、株主名簿上の記載または記録を基準とせず、株主の申出に基づき振替機関が通知対象日の株式の所有状況等を発行会社に通ずるといふ個別株主通知制度⁽³⁾を利用しなければならない(振替法一五四条)。この場合においては、会社法一三〇条一項の適用が除外されることとなるため、株券電子化以前の株主権利行使の方法から大きな変更があったといえるべきである。

上場会社に限定してみると、代表的な少数株主権として、株主提案権⁽⁴⁾が挙げられる。上場会社の場合では、総株主

の議決権の一〇〇分の一以上または三〇〇個以上の議決権（それぞれ定款による引下げは可能）を六箇月（これを下回る期間を定款で定めることは可能）前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の日（これを下回る期間を定款で定めることは可能）前までに、一定の事項を総会の目的とするように請求すること（議題提案権、会社法三〇三条）、および総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知するように請求すること（議案通知請求権、会社法三〇五条）⁽⁵⁾ができる。上場会社の株主が株主提案権を行使する場合には、振替法上の規制に従い、個別株主通知を要することとなるが、個別株主通知の実施時期と「会日の八週間前まで」という会社法に定められている株主提案権の行使期限との関係は、必ずしも明確ではない。これを争点とした最初、かつ現段階で唯一の下級審判例である三ツ星事件（大阪地判平成二四年二月八日判時二一四六号一三五頁）⁽⁶⁾において、裁判所は、株主提案権を行使する場合には、株主総会の日（八週間前まで）に個別株主通知を具備する必要があると判示し、一見すると、この問題に決着をつけたかのようなのである。

しかし、この問題については、単に現段階の法規定に拘泥すべきではない、株主提案権の行使期限についての会社法規定の立法趣旨、そして株主提案権行使の株式保有要件充足性の確認についての実務状況等のことも含め、総合的に検討する必要があると考える。本稿では、まず、三ツ星事件を紹介、検討し、そのうえで、振替制度下の株主提案権行使に関するいくつかの検討すべき問題点（疑問）を挙げることにする。次に、これらの問題点を念頭に、振替制度実施前後の株主提案権行使に関する実務状況の違い、振替制度の実施によって株主提案権の行使期限に係る株主側の利益の変化、および個別株主通知の果たす法的役割について検討することとする。最後に、現行規定のみを判断材料とする解釈論に囚われず、振替制度下において、株主提案権の行使期限と個別株主通知の実施時期との関係を明らかにしたうえで、それを規律する法律規定の合理的なあり方について、私見を述べることにする。

二 三ツ星事件の概要と裁判所の判断

(一) 三ツ星事件の概要

被告Y社（株式会社三ツ星）は、昭和二二年三月に設立された、電線、電纜およびその附属品の製造販売等を目的とする発行済株式総数六三三万三七六株（議決権五七〇二個）の株式会社である。Y社の発行する株式は、大阪証券取引所JASDAQ（平成二三年当時）に上場されており、振替法一二八条一項所定の振替株式である。Y社の定款には、定時株主総会は毎年六月に招集すること、定時株主総会の議決権の基準日は毎年三月三一日とすることが定められている。また、Y社の内規には、Y社の役員および従業員は、その保有するY社の株式を譲渡する際に、会社に対し、事前に書面をもって報告しなければならないとの定めがある。

一方、原告Xは、遅くとも平成二二年九月二八日から引き続き、Y社の総株主の議決権の一〇〇分の一以上の議決権を有する株主である。平成二二年六月二六日にY社の取締役役に就任したが、平成二三年六月の定時株主総会（以下「本件総会」という。）の終結の時をもって任期満了により退任した。

Xは、口座管理機関である証券会社に対し、平成二三年四月二七日（水曜日）に個別株主通知の申出をした後、Y社の代表取締役に対し、同年五月二日（月曜日）に、本件総会に関し、取締役三名選任の件を議題とすることおよびXを含んだ三人を取締役として選任する旨の議案（以下「本件株主提案」という。）の要領を招集通知に記載することを請求した。また、振替機関である株式会社証券保管振替機構は、Y社に対し、同年五月九日（月曜日）に、Xについての個別株主通知（以下「本件個別株主通知」という。）をした。なお、本件においては、本件総会の日（八週間前までの最終日は五月六日（金曜日）であった。

Y社は、Xに対し、平成二三年五月一七日程、「本件個別株主通知が、本件総会の日の八週間前までにされなかった」こと、および「本件個別株主通知が、本件株主提案に先立ってされなかった」ことを理由として、本件株主提案を本件総会にかかるとして取り扱うことはできない旨の通知をした。その後、同年五月二五日に開催されたY社の取締役会において、同年六月二九日に総会を招集すること、取締役選任の件を議題とすること等が決定された。本件総会の日の二週間前までに、Y社から本件総会の招集通知を発した。しかし、Y社は、本件株主提案にかかる取締役三名選任の件との議題およびXら三名を取締役として選任する旨の議案の要領を同招集通知に記載しなかった。

結局、本件総会において、Y社の提案した訴外Aら六名を取締役に選任する旨の議案が賛成多数（議決権に占める割合は七一・一％）により可決された（以下「本件決議」という）。Xが、Y社に対し、取締役三名選任の件を議題とすることおよび同議題についてXら三名を取締役に選任するとの議案の要領を招集通知へ記載することを請求したにもかかわらず、Y社がこれらを適法なものとして取り扱わなかったことを理由に、本件総会の招集手続が違法であるとして、本件決議の取消しを求めた。

（二）裁判所の判断

本件の争点は、①株主提案権を行使する場合の個別株主通知の要否、および②個別株主通知の実施時期、つまり株主提案権を有効に行使するにはいつまでに個別株主通知がなされるべきであるかとの二点であった。裁判所は、会社法三〇三条一項および同法三〇五条一項所定の株主提案権が振替法一四七条四項所定の「少数株主権等」に該当すると判断し、株主提案権にかかる個別株主通知は、権利行使に先立ってされることを要しないが、株主総会の日の八週間前までにされることを要すると判示している⁷。以下においては、本件の判旨を争点ごとに整理することとする。

1 個別株主通知の要否について

「個別株主通知は、……振替法上、少数株主権等の行使の場面において株主名簿に代わるものとして位置付けられており（……振替法一五四条一項）、「少数株主権等」を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解される（最高裁判平成二二年(前)第九号同年一月七日第三小法廷決定・民集六四卷八号二〇〇三頁参照）。

そして、会社法三〇三条一項及び同法三〇五条一項所定の株主提案権は、株主総会の日（基準日）の八週間前までに、各株主ごとの個別的な権利行使が予定されているものである。これは、専ら一定の日（基準日）に株主名簿に記載又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と定め、これらの者による一斉の権利行使を予定する同法一二四条一項に規定する権利とは著しく異なる。したがって、上記株主提案権が……振替法一五四条一項、一四七条四項所定の「少数株主権等」に該当することは明らかである。」

「振替株式についての少数株主権等の行使について、……振替法一五四条が、株主名簿の記載又は記録を株式の譲渡の對抗要件と定める会社法一三〇条一項の規定を適用せず、個別株主通知がされることを要するとした趣旨は、株主名簿の書換が、原則として、年二回行われる総株主通知（……振替法一五一条）を受けた場合にしか行われないため（同法一二二条）、総株主通知がされる間に振替株式を取得した者が、株主名簿の記載又は記録にかかわらず、個別株主通知により少数株主権等を行使することを可能にすることにある。

そして、個別株主通知において、総株主通知と異なり、振替口座簿に増加又は減少の記載又は記録がされた日等が通知事項とされているのは（……振替法一五四条三項一号、一二九条三項六号）、少数株主権等の行使を受けた会社が、振替株式の譲渡の効力要件（同法一四〇条）とされている振替口座簿の上記記載又は記録によって、当該株主が少数株主権等行使の要件を満たすものであるか否かを判断することができるようにするためである。」

「以上より、本件株主提案に際し、個別株主通知は必要であった。」

2 個別株主通知の実施時期について

「会社法上、株主が、公開会社に対し、株主総会の日の八週間前までに会社法三〇三条一項及び同法三〇五条一項所定の株主提案権を行使することができるのと要件が定められている趣旨は、当該会社は、株主から株主提案権の行使を受けた場合、招集通知に当該株主による追加議題及び議案の要領を記載することが必要となり、招集通知は株主総会の日の二週間前まで発ししなければならないことから（同法二九八条一項、同条三項、同条四項、二九八条一項）、当該会社に、上記追加議題及び議案の要領を招集通知に記載して発送するための準備期間を確保することにある。」

「そして、振替株式について、株主提案権を行使した株主が株式継続保有要件を満たすかを会社が確認する方法として、第一次的に六か月以上前からの振替口座簿の株式の増減の記載がされている個別株主通知によることが予定されている。したがって、会社としては、個別株主通知をもって、まず、株主が株式継続保有要件を満たすかを確認することになる。」

そうすると、会社法上、追加議題及び議案の要領を招集通知に記載して発送するための準備期間として、最短でも六週間を確保するためには、遅くとも株主提案権の行使期限である株主総会の日の八週間前までに、会社が、株主の株式継続保有要件の有無を確認することができるようになることが必要であり、このときまでに個別株主通知がされることが必要であるというべきである。」

「個別株主通知の申し出をした株主にとって、振替機関から発行会社に対して個別株主通知がいつされるのかを申し出時点において正確に把握することはできない。しかも、株主提案権の行使期限は法定されている。これによると、株主にとって、個別株主通知がされた後になってから、株主提案権の行使を要求するのは酷である。」

そして、「個別株主通知は、……少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解され、権利行使の要件ではない。」

「以上より、株主による株主提案権の行使の際にされるべき個別株主通知は、株主総会の日の八週間前までにされることが必要であるが、株主提案権の行使に先立ってされる必要があるとまではいいえない。」

「本件株主提案に係る個別株主通知は、Xの利益になるよう解したとしても、本件総会の日の八週間前の日である平成二十三年五月三日の翌営業日である同月六日までにされることが必要であった。」

しかし、本件株主提案に係る本件個別株主通知がされたのは、同月九日であった。したがって、Y社が、本件総会の招集通知に本件株主提案に係る議題及び議案の要領を記載しなかったとしても、何ら違法はなく、本件総会の招集手続に法令違反があったとはいえない。」

(三) 検討(三つの疑問)

争点1については、裁判所はまず会社法三〇三条一項および同法三〇五条一項所定の株主提案権が少数株主権等に該当するという判断を示している。振替株式についての株主権は、その権利行使方法の相違によって、二種類に分けられている。第一種の株主権は、株式会社が定めた基準日において株主名簿に記載または記録されている株主が行使できる権利である(会社法一二四条一項)。株主総会における議決権がその代表的なものである。この種の株主権の行使については、基準日における株主名簿の記載または記録事項によって権利行使資格の有無が判断されるが、振替制度の下では、会社法一三三条(株式取得者が株主名簿の名義書換を請求できること)の適用が排除され(振替法一六一条一項)、株主名簿の名義書換は、もっぱら総株主通知によって行われることとなる(振替法一五一条)。基準日ごとに総株主通知がなされることから(振替法一五一条一項一号)、基準日時点で振替口座簿に記載または記録されている株主は、自動的に総株主通知によって自らの情報が会社へ通知され、そのまま株主名簿にも記載または記録されることになる(振替法一五二条一項)。その結果、このような権利(定めた基準日において株主名簿に記載または記録されている株主が

行使できる権利）を行使するには、株主が何らかのアクションを起こす必要はないこととなる。⁽⁸⁾ 第二種の株主権は、株主権の中、会社法一二四条一項に規定する権利以外のものである。すなわち、振替法上の「少数株主権等」（振替法一四七条四項）というものである。⁽⁹⁾ 前述したように、振替法の下で、少数株主権等を行使する場合には、個別株主通知制度を利用しなければならない。一般的に、振替法上の「少数株主権等」とは、基準日株主が行使できると定められている権利以外の株主権のことをいう。⁽¹⁰⁾ 総株主通知に基づく株主名簿の記載または記録のみにより権利行使要件の充足を判断できないものは少数株主権等に該当すると考えられる。⁽¹¹⁾ 上場会社であるY社の株式についての株主提案権は、総株主の議決権の一〇〇分の一以上または三〇〇個以上の議決権を六箇月前から引き続き有するという権利行使要件を有し、当然に振替法上の少数株主権等に該当し、異論のないところであるから、これに関しては詳論を避けることとする。続いて、裁判所は、個別株主通知は少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であること、および会社は当該株主が少数株主権等行使の要件を満たすものであるかを判断するために、個別株主通知が必要であることを理由に、本件株主提案に際して、個別株主通知が必要であるとの判断を示している。振替法一五四条二項に基づき、振替株式についての少数株主権等の行使に個別株主通知が必要であるという判断は、現行法制の下での合理的な解釈によるものであるというべきである。

争点2については、裁判所の判断としては、株主提案権にかかる個別株主通知は権利行使に先立ってされることを要しないが、株主提案権の行使期限である株主総会の日⁽¹²⁾の八週間前までにされることを要するということとなる。これは株主提案権の行使を受けてから、会社側の準備期間を最短でも六週間以上確保すべきであるという理由に基づくものである。会社法三〇三条一項および同法三〇五条一項に定められている「会日の八週間前まで」という株主提案権の行使期限を忠実に堅持したこの結論も、正論であるかのようにある。

前述したように、本判決は一見、妥当なものであるかのように思われる。確かに、現行規定に基づく法解釈により、

本判決のような結論にたどり着くことは、むしろ当然である。しかし、この結論の可否はともかくとして、本判決を通じて、振替制度下の提案権行使を規律する現行規定の妥当性については、疑問を感じる点がいくつかある。主な疑問は以下の三点である。すなわち、「会日の八週間前まで」という株主提案権の行使期限は、振替制度の下においてもなお堅持する正当性があるのか（疑問二）、この行使期限の規定は、もっぱら会社側のいわゆる準備期間確保の利益のために定めているものであるのか（疑問二）、さらに、個別株主通知はそのまま法的効果の面から見て、いつまでに具備しなければならないのか（疑問三）、との三つの疑問である。これらの疑問を検討することにより、振替制度下において、株主提案権の行使期限と個別株主通知の実施時期とは、いかなる関係であるべきなのかという点とも明確になるのではないかと考えられる。

三 株主提案権の行使期限と個別株主通知の実施時期との関係

(一) 株主提案権の行使期限

現行会社法三〇三条および同法三〇五条所定の株主提案権制度は、昭和五十六年の商法改正において、諸外国の制度を参照にして、新設されたものである。⁽¹³⁾ 旧商法二二二条ノ二において、六箇月前から引き続き発行済株式の総数の一〇〇分の一以上に当る株式または三〇〇株以上の株式を有する株主⁽¹⁴⁾には、株主総会の日⁽¹⁵⁾の六週間前までに、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求する権利（議題提案権）、および株主が提案する議案の要領を招集通知や公告に記載することを請求する権利（議案通知請求権）⁽¹⁶⁾を認められることとなった。⁽¹⁷⁾ その主要な立法目的は、株主総会の形骸化の防止や株主の権利の強化ということであった。株主提案権は、実際にその提案が決議として成立するという効

果を期待するのではなく、株主相互間あるいは株主と会社とのコミュニケーションをよくするためのもので、つまり開かれた株式会社を実現するためのものといえることができる。⁽¹⁸⁾ また、株主提案権の行使期限を株主総会の日(六週間前までとしたのは、会日の二週間前に株主総会招集通知を発送することを要するので、これよりさらに四週間前とすることにより会社に四週間の準備時間を与えたものである。⁽¹⁹⁾ しかし、立法当時から、実務界から、招集通知の作成印刷等の実務処理の困難が訴えられ、株主提案権の行使期限を繰り上げるとする意見が多数あった。⁽²⁰⁾ このような事情を背景に、平成一四年の商法改正においては、既存制度の合理化を図るために、⁽²¹⁾ それまでに「会日の六週間前まで」とした株主提案権の行使期限が「会日の八週間前まで」と繰り上げられることになった。⁽²²⁾ 現行会社法もそれを踏襲している。

実務界の要望に応じてなされた法改正であることから、「会日の八週間前まで」という株主提案権の行使期限の正当性を検討するには、実務的な視点により、株主提案権の行使を受けてからの会社側の準備事務の詳細について検討しなければならない。特に、株券保管振替制度から振替制度に移行したことによって、上場会社においては、その具体的な準備事務⁽²³⁾にも変化が生じていることを見逃すべきではない。以下では、その準備事務の重要な一環である権利行使の株式保有要件充足性の確認作業について、場合を分けて検討することとする。

1 株券保管振替制度の場合

振替制度が実施されるまでに、上場会社は、株式の譲渡につき「株券等の保管及び振替に関する法律」(振替制度の実施に伴い廃止された。以下「保管振替法」と略称する。)に基づく株券保管振替制度を利用していた。⁽²⁴⁾ 株券の存在を前提としていたこの制度は、現実の株券の交付に代え、保管振替機関に預託された株券につき、口座簿の振替記載による株式の譲渡を認めていた。⁽²⁵⁾ 会社の株主名簿には保管振替機関が名義人として登録されるが、⁽²⁶⁾ 保管振替機関の実質株主

通知に基づき、発行会社は保管振替機関ごとに実質株主名簿を作成して構え置く義務を負い、実質株主名簿への登録は株主名簿への登録と同一の効力を有することとなる（保管振替法三二―三三條⁽²⁷⁾）。

上場会社における株主提案権の行使については、総株主の議決権の一〇〇分の一以上または三〇〇個以上の議決権を有するという持株要件を継続保有要件である六箇月間を通じて満たしていることが必要であるから、会社の確認作業は、六箇月という期間の起点、終点のみならず、その間における変動についても調査する必要がある⁽²⁸⁾。株券保管振替制度を利用している株主については、保管振替機関から提出される実質株主の通知が一般的に年二回しか行われなるところから、前回通知に基づいて記載された実質株主名簿の内容は、その今回の実質株主の通知に基づいて変更されるまでに変わらない。その結果、この間の継続保有が推定されることとなる。この間の異動を反映させるには、別に「実質株主の抹消・減少の通知または証明」（保管振替法三一条五項、株券等に関する業務規程八五条、株券等に関する業務規程施行規則七三・七四條）を求めることが必要である⁽³⁰⁾。「実質株主の抹消・減少の通知または証明」を求めることはもっぱら会社側の確認作業の一環であり、手続にかかる手間も当然に会社側の負担となり、会社側の準備期間（最短六週間）内に済ませないとならないこととなる。抹消・減少により継続保有要件を満たしていないことを証明しない限り、前回通知日から次回通知日に至るまでの間、実質株主は前回通知に基づいて記載された持株数を継続して保有していたものと取り扱われることとなる。

2 振替制度の場合

振替制度の下においては、少数株主権等の行使には個別株主通知を要することとなる。この限度において株主名簿制度の適用が除外されている（振替法一五四条一項、会社法一三〇条一項⁽³¹⁾）。さらに、株主は、個別株主通知がされた後政令で定める期間（四週間、社債、株式等の振替に関する法律施行令四〇條）が経過する日までの間でなければ、少数株主

権等を行使用することができない（振替法一五四条二項）。株主が会社に対して株主提案権を行使用しようとするときは、直近上位機関を経由して、振替機関に対し、自己が有する振替株式の種類・数、その増加・減少の経過（数・記載がされた日）その他主務省令（社債、株式等の振替に関する命令二五条、同二〇条）で定める事項を会社に通知するよう申出なければならぬ（振替法一五四条三項、五項、株式等の振替に関する業務規程一五四条、同一五五条³²⁾）。個別株主通知の申出に関する手続は、もっぱら株主が行うこととなる。会社側からみれば、株主提案権の行使にかかる持株要件や継続保有要件の充足状況は、個別株主通知の内容をみれば確認できるようになり、従来³³⁾の確認作業に比べると、かなりの手間が省けることとなる。

3 疑問一についての検討

株券保管振替制度の場合と振替制度の場合とのそれぞれの状況を比較すると、本来、会社が行うこととなる持株要件や継続保有要件についての確認作業は、振替制度の実施により、実質的に株主が行うようになることから、株主提案権の行使に対応する会社側の準備事務の負担は、この面において軽減されていることができる。前掲した三ツ星事件の判旨には、株主提案権の行使を受けた会社に最短六週間の準備期間を確保しなければならない理由について、次の説示がある。すなわち、会社側が、「(ア)当該株主による株主提案権の行使が法定の期限内になされたか、(イ)当該株主が株式継続保有要件を満たしているか、(ウ)当該株主が提案した議題について議決権を行使用できるか、(エ)議案の要領を招集通知に記載するとの請求であった場合、取締役会が決定した株主総会の目的事項の範囲内であるか、(オ)招集通知に、株主提案による議題および議案の要領をどのように記載するか」という事項の確認または検討をする必要があるからである。前記の事項の確認・検討に供する準備期間については、高度情報化社会である今日においても、十数年前の技術基準に基づいた政策的判断（実務界の要望に依りて、会社に最短六週間の準備期間を確保すること）が

依然として合理的といえるか、甚だ疑問である。しかも、振替制度を利用している上場会社の場合には、前記の(イ)の事項が会社側の最短準備期間を確保しなければならないことの理由にならないことが明らかである。したがって、「会日の八週間前まで」とした株主提案権の行使期限は、振替制度の下においてもなお堅持することの正当性については、疑問を禁じ得ないこととなる。少なくとも、株券保管振替制度の場合と振替制度の場合とを同等にしてその正当性を論ずることは不適切である。

(二) 株主提案権の行使期限に関する株主の利益

前述したように、「会日の八週間前まで」という株主提案権の行使期限は実務界の要望に応えた政策的判断によるものである。実務界、つまり会社側のいわゆる「準備期間の保障」という利益は当然に立法に反映されている。これに対して、株主提案権を行使する株主のほうは、この行使期限につき法的保護に値する利益を有するか否か、ということも検討する必要がある。また、振替制度の実施による変化があるか否かについても留意すべきである。

1 振替制度実施前の状況

株主提案権の行使には、行使の日から逆算して丸六箇月間の持株要件を満たす株数の継続保有が必要とされているが、振替制度実施前においては、株主名簿上で六箇月間の継続保有が確認できればよいことであった。保管振替制度を利用している株主については、原則として直近の期末基準日とその六箇月前の中間基準日⁽³⁴⁾のいずれにも実質株主名簿に記載または記録されていることを要する⁽³⁵⁾。期末基準日、中間基準日のいずれにも持株要件を満たした実質株主である場合、会社が保管振替機関に「実質株主の抹消・減少の通知または証明」を求めることをしない限り、その実質株主は株主提案権行使の適格要件を満たした者として取り扱われるようになる⁽³⁷⁾。期末基準日、中間基準日のい

ずれにも実質株主名簿に記載または記録されている実質株主にとっては、株主提案権を「会日の八週間前まで」という行使期限の直前に行使することについて、特に得られる利益はないと⁽³⁸⁾考えられる。⁽³⁹⁾

2 振替制度実施後の状況

前述したように、振替制度の下においては、会社側が個別株主通知の内容をみれば、株主提案権の行使にかかる持株要件や継続保有要件の充足状況を確認できることとなる。この限りにおいて株主名簿制度の適用が除外されている。個別株主通知の通知事項は、①個別株主通知対象銘柄、②申出株主の氏名または名称および住所、③申出受付日、④受付番号、⑤対象日、⑥対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加または減少の記載または記録がされたときは、増加または減少の別およびその数、⑦対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数、⑧その他規則で定める事項、となる（株式等の振替に関する業務規程一五四条一九項）。この中の対象日は、申出受付日の前日（休業日を含む）⁽⁴⁰⁾から起算して六箇月と二八日前の日から申出受付日の前日（休業日を含む）までのすべての日である（株式等の振替に関する業務規程施行規則二〇四条）。申出受付日を決めるのはほかではなく、個別株主通知の申出をする株主であるから、「会日の八週間前まで」という株主提案権の行使期限との関係で、期限直前に申出をして株主提案権を行使しないと、継続保有要件を満たさなくなるという特殊な場合が生じうる。特殊な場合とはいえ、このような株主にとっては、「会日の八週間前まで」という行使期限には、継続保有要件を最小限に満たしておけば権利行使ができるという利益を有することとなる。

3 疑問二についての検討

実務界の要望に応じて定められた「会日の八週間前まで」という株主提案権の行使期限は、もっぱら会社側のいわ

ゆる準備期間確保の利益を図るものであると認識されていた。しかし、振替制度の実施に伴い、株主提案権の行使にかかる持株要件や継続保有要件の確認が個別株主通知により迅速かつ精確にできるようになることから、株主は、株主提案権を「会日の八週間前まで」という行使期限の直前に行使することについても、利益を有することとなる。前掲した三ツ星事件の判旨に従えば、株主提案にかかる個別株主通知は、会日の八週間前までにされることが必要となるが、株主側からみれば、個別株主通知の申出等の手間を要し、振替機関等の手続期間⁽⁴¹⁾もあり、株主提案権の行使期限は実質的に繰り上がることとなる。この点については、株主提案権を行使しようとする株主には会社法に予定されていない負担を強いられ、「会日の八週間前まで」という行使期限の規定に保護されている利益を享受できないようになる。

(三) 個別株主通知の実施時期

個別株主通知の実施時期については、まず、裁判例の立場を整理することとする。日本ハウズینگ事件（東京高判平成二二年一月一日金判一三三八号四〇頁）では、裁判所は、振替株式を有する抗告人が募集株式発行差止めの仮処分の申立てをする場合には、決定の日までに個別株主通知が相手方（会社）に到達する必要があると判示している。メディアエクスチェンジ事件（最決平成二二年一月七日判時二二〇二号一四七頁）では、最高裁は、会社が裁判所における株式価格決定申立て事件の審理において申立人が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がされることを要すると判示している。⁽⁴²⁾その後、ACデコール事件（最決平成二四年三月二八日判時二二五七号一〇四頁）でも、最高裁は個別株主通知の実施時期について、メディアエクスチェンジ事件の際と同様の判断を示している。⁽⁴³⁾前記三つの裁判例はともに裁判上の株主権行使に関するものである。裁判上の株主権行使（会社に対して訴訟の提起等をする場合）については、審理終結までに個別株主通知を具備すればよいとの考え方がこれらの裁判例に

よって確立したといえる。⁽⁴⁴⁾しかし、三ツ星事件は会社に対する直接の権利行使である株主提案権の行使に関するものであり、個別株主通知の実施時期については、株主提案権の行使の際にされるべき個別株主通知は、株主提案権の行使に先立ってされる必要がないが、株主総会の日八週間前までにされることが必要であると判示されている。個別株主通知の実施時期に関する検討においては、少数株主権等の行使の際に、個別株主通知のもたらす法的効果、言い換えればその法的性質の究明こそが最も重要であると考えられる。個別株主通知の法的性質に対する理解の違いによって、その実施時期についての判断も異なるからである。

1 個別株主通知の法的性質

日本ハウズینگ事件、メディアエクステンジ事件、およびACデコール事件のいずれにおいても、裁判所は、個別株主通知が少数株主権等の行使の際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると判示している。三ツ星事件においても、裁判所は「個別株主通知は、……少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解され、権利行使の要件ではない。」と説明していることからすると、従前からの裁判例に示された判断を踏襲していると考えられる。振替法一五四条二項は、「前項の振替株式についての少数株主権等は、次項の通知（個別株主通知（筆者注））がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない」と規定していることから、この条文を素直に読むと、少数株主権等は個別株主通知がされた後でなければ行使できないことになり、個別株主通知は少数株主権等を行使するための要件であるようにも捉えられる（行使要件説⁽⁴⁵⁾）が、前掲の一連の裁判例と同様に、個別株主通知は少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための対抗要件であるとする説（対抗要件説）もあり、こうした考え方のほうが有力である⁽⁴⁶⁾。さらに、この有力説に反対し、個別株主通知は対抗要件というよりも、対抗要件を備えていることを証明するための手段

の一つにとどまると主張する見解(証明手段説)もある。⁽⁴⁷⁾ この見解に従うと、個別株主通知が権利行使資格のある株主であることを会社に対して示す主たる方法であるとしても、唯一の方法ではない。会社に対して株主であることを主張する方法は必ずしもこれに限られない。⁽⁴⁸⁾ と柔軟に考えることができる。⁽⁴⁹⁾

「個別株主通知は、社債等振替法上、少数株主権等の行使の場面において株主名簿に代わるものとして位置付けられ」という最高裁の判断(メディアエクステンジ事件)から、個別株主通知が株主名簿の名義書換と同様の効力を有すると考えるのは裁判例および有力説の立場である。⁽⁵⁰⁾ したがって、個別株主通知がされたことによって、従来の株主名簿制度における名義書換の完了と同様に、自己が株主であることを会社に主張し得ることは、對抗要件という「對抗要件」の意味である。しかし、振替制度下の少数株主権等の行使において、振替法一五四条一項により会社法一三〇条一項の適用が排除されているからといって、ただちに個別株主通知が株主名簿の名義書換と同様の効力を有するという結論には到達し得ない。そもそも、個別株主通知を取り巻く法的環境は、株主名簿制度の趣旨からなる「対会社株主権対抗力の制限」⁽⁵¹⁾との前提から出発した名義書換と異なることに留意すべきである。株主であることを会社に対抗するというよりも、少数株主権等を行使しようとする者に、個別株主通知がされたことにより、その少数株主権等の行使に関して期間付の権利行使資格が設定される、というべきである。⁽⁵²⁾ 個別株主通知後の四週間(振替法一五四条三項、社債、株式等の振替に関する法律施行令四〇条)の間、具体的にどのような法的効果を生じているかという点、三ツ星事件判決の判旨からは、①「株主名簿の記載又は記録にかかわらず、個別株主通知により少数株主権等を行使」できること、および②「会社は、個別株主通知を欠く少数株主権等の行使を容認する……場合、当該少数株主権等の行使が株式保有要件を欠く違法なものであり、会社としては当該少数株主権等の行使を容認すべきでなかったとすれば、会社は免責されないこと」との二点が読み取れる。①については、権利行使ができるようになったのは、会社に対して自己が株主であることを対抗できたのではなく、権利行使資格が設定され、会社との関係での権利推定

力が働いたからである。振替制度下の個別株主通知の効力を検討する際に、名義書換の有する対会社株主権対抗力制限回復の問題はそもそも出現しない。⁽⁵³⁾ ②については、個別株主通知に関する会社免責力の裏返しであるが、権利行使資格を備えない者の権利行使を認めることにつき、会社は当然に免責されないこととなる。したがって、個別株主通知の法的性質は、会社免責力を伴う少数株主権等を行使する者の権利行使資格設定手段であると捉えるべきである。しかも、その権利行使資格設定手段というのは、振替口座簿上の株式保有要件の充足性に関する情報を会社に伝達することによって成り立つ技術的なものである。それに伴う会社免責力も、振替口座簿の記載または記録に由来するものである。⁽⁵⁴⁾ 個別株主通知を権利行使要件、あるいは対抗要件であると解すると、個別株主通知の効力を過大評価していることが明らかである。

2 疑問三についての検討

前述したように、個別株主通知はあくまでも会社免責力を伴う少数株主権等を行使する者の権利行使資格設定手段であると捉えるべきである。個別株主通知を株主名簿の名義書換と全く同様の効力を有すると理解するのは行き過ぎである。このことを念頭におき、個別株主通知の実施時期を検討すると、以下のようなことがいえる。すなわち、少数株主権等の行使の時点で未だ個別株主通知がされていないとしても、株式保有要件充足性の判断基準となる振替口座簿上の情報は既に更新されているから、会社としては、事後的にせよその内容の伝達を受けることができ、法が予定する判断基準による株式保有要件充足性の判断が可能になる。振替口座簿上の情報の伝達は権利行使より後となり、会社としてその株式保有要件充足性の判断が可能となる時期が後れたとしても、支障のない範囲で当該少数株主権等の行使を認めるのが望ましいものである。⁽⁵⁵⁾

(四) 小 括

前述した三つの疑問に対する検討をまとめると、以下のとおりである。すなわち、個別株主通知が少数株主権等の行使に後れたとしても、支障のない範囲で当該少数株主権等の行使を認めるのが望ましいと思われる。株主提案権の行使については、会社法上、「会日の八週間前まで」という行使期限が定められているが、この行使期限の規定は振替制度の下においてもなお堅持することの正当性が疑わしいものである。少なくとも、株主の申出から実際に会社へ個別株主通知が到達するまでの日数に限っては、本来会社側の株式保有要件充足性の確認作業の所要時間に該当し、最短六週間という会社側の準備期間から控除したとしても、会社が不利益（準備期間確保の利益が侵害される。）を被り、その準備事務に支障をきたすことにはならない。しかも、「会日の八週間前まで」という行使期限については、株主のほうにも継続保有要件を最小限に満たしておけば権利行使ができるという利益を有する。「会日の八週間前まで」に個別株主通知の具備を要求すると、行使期限の実質的な繰り上げとなるから、その利益が侵害されることとなる。三ツ星事件においては、裁判所は「会日の八週間前まで」という行使期限の規定を機械的に捉えて、株主提案権を行使するには「会日の八週間前まで」に個別株主通知を具備しなければならないと判示しているが、このような状況において、合理性を追求するのであれば、裁判所には、「会日の八週間前まで」という行使期限の規定を金科玉条のごとく守るのではなく、諸事情を総合的に判断して柔軟に結論を形成することが求められるのではないかと考える。具体的には、株主が個別株主通知の申出をした後に、その受付票を少数株主権等の行使の際にあわせて会社へ提供すれば、提供時から個別株主通知が具備されるまでの期間を架橋することができ、提供時から個別株主通知が具備されたような法的効果を有すると解釈することが考えられる。しかし、この解釈の根拠は、あくまでも実質的な合理性を求めることとなり、現行規定の文言に抵触するような法解釈の展開は望ましくない。したがって、この問題についての

抜本的な解決策は、やはり個別株主通知制度に関する規定の見直しであると考ええる。現行振替法一五四条二項の「通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間」という権利行使期間の起点は、株主が自らの意思で確実に決められるような時点、たとえば、「個別株主通知の申出後」に改正することが望ましい。個別株主通知の法的性質は会社免責力を伴う少数株主権等を行使する者の権利行使資格設定手段であることをふまえて考えると、振替法の規定をもって確保すべきなのは権利行使者が確実にその申出をすることであり、個別株主通知が実際にいつまでになされなければならないのかという実施時期のことについては、特に固執する必要がないと考えられるからである。

四 おわりに

前掲した三ツ星事件および一連の事件は、株券電子化制度が確立された当初、少数株主権等の行使に関する手続の不慣れ等の原因により生じたものであり、個別株主通知制度の周知・浸透とともに、このような事件も減少すると考えられる。しかし、長期的視点でみれば、株主提案権のような行使期限を有する少数株主権等については、その行使期限と個別株主通知の実施時期との関係を合理的な形で定着させることは望ましい。振替制度の下において、株式の権利移転の効力は振替口座簿の記載または記録により確定的に定まるから、特定の時点で特定の者が株主であるか否かを把握すること、つまり少数株主権等の行使の株式保有要件充足性の有無を把握することは株券電子化前のように困難ではなく⁽⁵⁶⁾なっている。このことを前提に、個別株主通知制度の実施が可能となる。さらに、少数株主権等の行使の際に、株主に個別株主通知の申出を要求することとしたのは、かりに会社が情報提供請求権を行使して株主の資格確認を逐一行うとなると、費用上および事務処理上の負担が著しく重くなることに配慮したためであると考えられる⁽⁵⁷⁾。技術的進歩ないし制度的進歩の一成果として、少数株主権等の行使の際に、株主名簿の記載または記録に関係なく、

個別株主通知を株式保有要件充足性の判断材料とすることについては、反対するものではない。⁽⁵⁸⁾しかし、個別株主通知制度の実施により、それに要する手続期間等のことが原因で、権利行使の期間制限が株主についてのみに不利に働いて、少数株主権等の行使が実質的に制約される結果となっていることも看過すべきではない。本稿で取り上げた振替制度下の株主提案権行使の問題は、まさにその一例である。株主総会形骸化の防止や株主権利の強化といった目的によって導入された株主提案権制度については、株主相互間あるいは株主と会社とのコミュニケーションをよくするという期待があるものの、近年、株主提案が付議された上場会社は、各年度において三〇社前後で、決して多いとはいえない。⁽⁵⁹⁾このような状況においてもなお、個別株主通知により、株主提案権を行使する株主に会社法に予定されていない負担を課すことはやはり適切ではない。この負担の解消は振替制度に関する今後の課題として、振替法上の個別株主通知に関する規定の見直し、および個別株主通知の実施時期に関する実務上の適切な取扱い慣行の定着によって、図るべきであると考えらる。

- (1) 島田志帆「振替株式の権利行使方法と今後の課題」(立命館法学三三八号、二〇一一年)二七七―二七八頁。
- (2) 本稿の研究対象は上場会社に限定することとする。株主権利行使要件および株主総会運営についての規定等も、すべて上場会社の場合を想定したうえで検討することとする。
- (3) 江頭憲治郎『株式会社法』第六版(有斐閣、二〇一五年)二〇〇頁によれば、振替制度の下において、個別株主通知の制度が採用されている理由は、「①株券の交付または意思表示により株式が移転する場合と異なり、振替株式については、株主の株式得喪の時期につき争いが生ずる余地がない(振替口座簿上明らかである)、②株式の流通関係と対会社関係とを分断しない方が制度が簡明である、③会社には振替口座簿に記載または記録された株主名簿未掲載情報を入手する方法があるのでさほど不都合はないことである」。
- (4) 本稿で取り上げる株主提案権は、会社法三〇三条所定の議題提案権と同法三〇五条所定の議案通知請求権とを合わせたものとし、会社法三〇四条所定の議場における議案提案権(いわゆる動議)を含まないこととする。また、取締役会非設置会

社の場合には、株主提案権は単独株主権であり、公開会社でない取締役会設置会社の場合には、株主提案権の行使に六箇月という株式保有期間要件が課せられないこととなる。

(5) 江頭・前掲注(3)、三二八―三三二頁参照。

(6) 三ツ星事件判決についての判例評釈の中、判旨に反対する立場を採っているのは新山雄三「いわゆる振替株式の株主が少数株主権等の行使として株主提案権を行使する場合と個別株主通知の要否と通知時期」(ビジネス法務一三巻四号、二〇一三年)一四三―一四九頁のみである。小野寺千世「振替株式に基づく株主提案権の行使と個別株主通知の実施時期」(ジュリスト一四六四号、二〇一四年)一一二―一一五頁、吉本健一「振替株式に係る株主提案権の行使と個別株主通知の期限」(金融・商事判例一四三〇号、二〇一三年)二―六頁等の他の評釈は判旨に賛成する立場にある。

(7) 本件は控訴されたが、その控訴審である大阪高判平成二四年六月二一日(公刊物未登載)もまた原審の判断を維持している。

(8) 渡邊剛・仁科秀隆・村野雅美「株券電子化を踏まえた総会運営」(商事法務一八六三号、二〇〇九年)二六頁。

(9) 江頭・前掲注(3)、二〇〇頁の注6によれば、少数株主権等とは、集団的権利行使以外の形で行使される株主の権利である。すなわち、議決権を除く共益権、および、自益権のうちの株式買取請求権、取得請求権付株式の取得請求権等を含んでいる。

(10) 基準日を定めて行使される権利以外のものにも、基準日を定めた権利と不可分一体の権利、たとえば株主総会議場における議案提案権(会社法三〇四条)や質問権(会社法三一四条)は、少数株主権等に該当せず、その行使については個別株主通知を要しないとされる。渡邊・仁科・村野・前掲注(8)、三一頁、浜口厚子「少数株主権等の行使に関する振替法上の諸問題」(商事法務一八九七号、二〇一〇年)三五頁。そのほかに、親会社の株主の子会社に対する権利行使についても、個別株主通知を要しないと考えられる。大野晃宏ほか「株券電子化開始後の解釈上の問題」(商事法務一八七三号、二〇〇九年)五三頁。

(11) 太子堂厚子「個別株主通知に関する諸問題」(商事法務一九九五号、二〇一三年)五三頁。

(12) 上場会社の場合、株主総会招集通知は株主総会の日の一週間前までに発しなければならないことから(会社法二九九条一項)、会社側の実質的な準備期間は、株主提案権の行使を受けてから招集通知を発するまでの期間となる。

(13) 株主提案権についての正式な立法作業に入る前からも、諸外国における株主提案権制度について研究し、日本会社法制へ

の導入を示唆した論文が多く出されていた。たとえば、神崎克郎「米国における株主提案権と社会問題」(商事法務研究五七三号、一九七一年)二〇一頁、前田重行「株主提案権について」(私法三四号、一九七二年)一四八―一六二頁、中原俊明「アメリカにおける株主提案権制度の機能」(琉大法学一四号、一九七三年)二二一―二五七頁、森田章「最近のアメリカにおける株主提案権の実態」(証券研究五〇号、一九七六年)一七〇―二〇二頁、河本一郎「最近の西ドイツにおける株主提案権の実態」(証券研究五〇号、一九七六年)二〇三―二〇八頁、等がある。また、株主提案権の立法過程の詳細については、高倉史人「昭和五六年(一九八二)商法改正における株主提案権」(高岡法学一九卷一・二合併号、二〇〇八年)六七―九四頁参照。

(14) 株主提案権を単独株主権ではなく、少数株主権にしたのは、「ある程度の株を持っている人間であればそれほどふまじめな行動はしないのではないか」(稲葉威雄発言「第九四回国会衆議院法務委員会議録第一二号」一九八一年五月一二日、二四頁)という発言に示されているように、株主提案権の濫用を防止するためである。

(15) 株主が株主提案権を行使する時点では、株主総会の会日自体が未定であることも多いと思われるので、客観的に会日と予想される日を基準として六週間前であれば、実際の会日より六週間前でなくても、適法な請求があったと解してよいという見解(服部栄三「株主の提案権」(金融・商事判例六五一号、一九八二年)六五頁)もあるが、通説および実務(稲葉威雄「改正会社法」(金融財政事情研究会、一九八二年)一三四頁、鴻常夫ほか「株主総会・改正会社法セミナー」(二)〈有斐閣、一九八四年〉三五頁、東京弁護士会会社法部編「株主総会ガイドライン」(商事法務研究会、一九八四年)三三五頁等)では、やはり客観的にみて実際の会日の六週間前という期間を必要としている。

(16) 立法当時の規定では、提案権行使は必ず書面によってなされる必要があるが、現行会社法ではこのような制限を外した。しかし、口頭等の方法による株主提案権の行使を認めると、行使要件の確認や本人性の確認に困難が生じ得るうえ、提案内容をめぐって提案株主と会社との間に認識の齟齬が生じる可能性もある。実務においては、このようなことを避けるために、定款または株主取扱規程等により、書面によることを義務付けている場合が多い。商事法務編「株主総会ハンドブック」第二版(商事法務、二〇一二年)五四四―五四五頁。

(17) 奥野誠亮発言「第九四回国会衆議院法務委員会議録第六号」一九八一年四月二二日、二七頁、元木伸「改正商法逐条解説」改訂増補版(商事法務、一九八三年)八七頁。

(18) 法務省民事局参事官室編「改正商法の概要」(別冊商事法務五〇号、一九八一年)二五頁。

- (19) 法務省民事局参事官室編・前掲注(18)、二五頁、河本一郎「株主提案権(その二)」(法学セミナー三五七号、一九八四年)五二～五三頁。
- (20) たとえば、石油業界は株主総会の日の一〇週間前、鉄鋼業界、信託業界は二箇月前、民鉄、貿易、造船等の業界は八週間前と、それぞれ株主提案権の行使期限を繰り上げるとする意見を表明した。元木伸・稲葉威雄・濱崎恭生「商法改正に関する各界意見の分析」(別冊商事法務五一号、一九八一年)一〇八頁。
- (21) 宮島司「中間試案の検討(株主総会・取締役会・経営委員会の権限・決議・手続等)」(ジュリスト二二〇六号、二〇〇一年)五八頁によれば、「他の面において株主に大きな不利益が生ずるものでない限り、既存の制度の合理化であるから」、株主提案権の行使期限の繰上げについては、賛成すべきであると主張されている。
- (22) 期限の繰上げは、「株主総会までにきちんとした準備ができるようにもう少し準備期間をとってほしい」(房村精一発言「第一五四回国会衆議院法務委員会会議録第一〇号」二〇〇一年四月一六日、二七頁)という実務界からの要望に應えるためである。法務省民事局参事官室「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案の解説」(商事法務一五九三号、二〇〇一年)一四～一五頁。
- (23) 宮谷隆「株主総会の準備事務と議事運営」第二版(中央経済社、二〇〇八年)一〇八～一二〇頁によれば、株主提案権の行使に対応する会社側の主要な準備事務の内容としては、株主資格の確認、持株要件、継続保有期間、提案権の行使方法等の形式的確認事項、および「議題の提案」と「議案の提案」の関係、提案議題が株主総会の権限事項であること、議案が法令・定款に違反しないこと、同一議案の連続提案の制限に反しないこと等の実質の確認事項を挙げることができる。
- (24) ただし、株主が株券保管振替制度に加入しない自由もあり、加入しない場合は従前どおりに株券の交付によって株式の譲渡が行われていた。
- (25) 江頭・前掲注(3)、一七三頁。
- (26) この場合、株主名簿上の名義人である保管振替機関は株主名簿の登録および株券に関してのみ権利を行使することができるに過ぎない(保管振替法二九条)。
- (27) 山本爲三郎「個別株主通知の効力」(山本爲三郎編「企業法の法理」(慶應義塾大学出版会、二〇一二年)五八～六九頁。また、株券保管振替制度の詳細については、飛山康雄「株券保管振替システムの仕組み」(証券四二四号、一九八四年)三一～五一頁参照。

- (28) 裁判例（東京地判昭和六〇年一〇月二九日商事法務一〇五七号三四頁、東京高判昭和六一年五月一五日商事法務一〇七九号四三頁、東京地判昭和六三年一月二八日判例時報一二六三号三頁等）によれば、継続保有期間の算定については、提案権行使の日から逆算して丸六箇月間の継続保有が必要であるとされている。
- (29) 保管振替機関が行う実質株主通知は、原則として、発行会社が定めた基準日における実質株主の通知とされている（保管振替法三一条一項）。
- (30) 商事法務編「株主総会」初版（商事法務、二〇〇二年）八九〜九〇頁、商事法務編・前掲注（16）、八七頁。
- (31) 山本・前掲注（27）、六〇頁。
- (32) 江頭・前掲注（3）、一九九頁。また、個別株主通知に関する実務の詳細は、中川雅博「振替制度における『個別株主通知』の実務」（阪大法学六二巻三・四号、二〇一二年）一一〇九〜一一三四頁参照。
- (33) 個別株主通知は申出受付日の前日までの株式保有状況を確認するものであるから、個別株主通知の到達後四週間以内の権利行使時点でも要件を満たしているかどうか定かではない。会社がさらに確認したい場合は、振替法二七条に基づき、情報提供を請求することができると思われる。中川・前掲注（32）、一一二二〜一一二三頁、小館浩樹・仁科秀隆「振替株式発行会社による株主情報の取得」（商事法務一八四三号、二〇〇八年）二〇頁。
- (34) 中間基準日の実質株主名簿に記載または記録されていなかった場合は、当該実質株主は預託している株券を引き出し、株主提案権を行使する日の六箇月前の日までに株主名簿への名義書換を済ませない限り、株主提案権の行使ができなくなる。
- (35) 下山祐樹「株主提案権の実務上の諸問題」（経理情報一七八号、二〇〇八年）一一頁。
- (36) 「実質株主の抹消・減少の通知または証明」を求めることは、当該実質株主が期末基準日から行使の日までの間および行使の日に六箇月前の日から期末基準日までの間において持株要件を満たす株数を継続保有しているか否かを確認するための作業である。
- (37) この場合、かかる実質株主が株主提案権行使の保有株式要件を満たしていない者で、会社はその者の株主提案権の行使を適法のものとして取り扱ったとしても、免責されることとなる。
- (38) 株主提案権の行使についてその事前準備の時間をより長く確保できるという利益があるが、それは会社側の準備期間の確保という利益よりも、特別な法的保護に値するものではないと考えられる。
- (39) 「会社の都合のほかに、逆に株主の方としてどうしてもどのくらいの時点まで行使が許されていなければその権利が守り

- にくいかという問題と、両方あると思います。株主のほうだって、そんなにギリギリでないと困るということもなさそうなのはします。」稲葉威雄発言（河本一郎・稲葉威雄・林藤之輔・多田晶彦「株主提案権の行使をめぐる諸問題」〈商事法務一〇二一号、一九八四年〉二八～二九頁。
- (40) 二八日分を加算することとしたのは、複数の者が共同で少数株主権等を行使しようとするときに、これらの複数の者が同日にそれぞれの直近上位機関に個別株主通知の申出の取次ぎを請求したとしても、当該直近上位機関が直接口座管理機関であるか、間接口座管理機関であるかにより、発行会社に対する通知日にズレが生ずることをふまえ、共同行使に必要な継続保有要件の確認が可能となるよう配慮したものである。神田秀樹監修『株券電子化―その実務と移行のすべて―』（金融財政事情研究会、二〇〇八年）一五四頁。
- (41) 株式等振替制度に係る業務処理要領（四：七版）二一〇―二一〇二によれば、申出受付日から会社に個別株主通知がされるまでには、四営業日を要することとなる。
- (42) 当該決定の原審を含む三つの控訴審（東京高決平成二二年一月二〇日判例タイムズ一三三六号二四八頁、東京高決平成二二年二月九日金融・商事判例一三三七号二四頁、東京高決平成二二年二月一八日判例時報二〇六九号一四四頁。同一事件であるが、初審の原告である株主が異なることおよび個別株主通知の有無が異なることとの違いがある。）において、個別株主通知の要否およびその実施時期に関する見解が分かれていたことに留意すべきである。川島いづみ「反対株主の取得価格決定申立てと個別株主通知」（金融・商事判例一三四三三号、二〇一〇年）二一～六頁参照。
- (43) ただし、ACデコール事件においては、振替株式について株式買取請求を受けた株式会社が同請求をした者が株主であることを争った時点で既に当該株式について振替機関の取扱いが廃止されていた。
- (44) 島田志帆「個別株主通知の実施時期」（立命館法学二〇一三年四号）二八四頁。
- (45) 平成一六年の振替法改正当時の解説には、提案権等の少数株主権の行使を念頭に、個別株主通知は、権利行使の要件であるとの説明がみられる。野村修也発言（山下友信ほか「株券不発行制度に関する論点と対応（上）」〈商事法務一七〇五号、二〇〇四年〉二二六頁。
- (46) 江頭・前掲注（3）、二〇〇～二〇一頁の注6、大野ほか・前掲注（10）、二頁、浜口・前掲注（10）、三六頁、仁科秀隆「メディアエクステンジ株式価格決定申立事件最高裁決定の検討」（商事法務一九二九号、二〇一一年）四頁、吉本・前掲注（6）、二頁、小野寺・前掲注（6）、一一四頁、等がある。

- (47) 酒井太郎「反対株主の価格決定の申立てと個別株主通知の要否」(ジュリスト一四二〇号、二〇一一年) 一二九頁によれば、少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための対抗要件と解すべきなのは、株式保有にかる振替口座簿への記録であると主張されている。
- (48) たとえば、証券会社の残高証明書等によって、確認が可能であるとの指摘がある。鶴亀兔「個別株主通知に関する最高裁決定と株式実務からの視点」(商事法務一九二二号、二〇一二年) 六二頁。
- (49) 川島いづみ「振替株式発行会社における株主権の行使―個別株主通知を中心に―」(永井和之ほか編『会社法学の省察』(中央経済社、二〇一二年) 一〇八―一〇九頁。
- (50) 江頭・前掲注(3)、二〇〇―二〇一頁の注6。
- (51) 山本爲三郎「株主名簿制度効力論」(法学研究七〇巻一二号、一九九七年) 二二六―二四三頁参照。
- (52) 山本・前掲注(27)、六八頁。
- (53) 山本・前掲注(27)、六八頁。
- (54) 振替制度の下においては、振替口座簿の記載または記録が実体的な株主権の帰属状況を適切に反映しているためである。
- (55) 西村欣也「少数株主権等の行使と個別株主通知の実施時期」(判例タイムズ一三八七号、二〇一三年) 四四頁。
- (56) 川島・前掲注(49)、一〇九頁。
- (57) 浜口・前掲注(10)、三四頁。
- (58) 振替制度は取引安全のための単なる技術であり、少数株主権等の行使について、株式保有要件充足性の一次的な判断資料は依然として株主名簿の記載または記録であるという少数意見として、新山・前掲注(6)、一四六―一四九頁がある。
- (59) 牧野達也「株主提案権の事例分析」(資料版商事法務三六六号、二〇一四年) 四〇頁。

王 偉杰（おう いけつ）

所屬・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

流通経済大学法学部非常勤講師

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域

会社法

主要著作

「会社法制における累積投票制度に関する考察——日中両国の法制における理念と現状を中心に」『法学政治学論究』第九〇号（二〇一一年）

「会社法制における書面投票制度に関する考察——日中両国の法制における理念と現状を中心に」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五四号（二〇一四年）

「委任状争奪戦における利益供与問題について——会社法二二〇条一項の現代的意義と射程範囲を中心として」『流経法学』第一五卷第一号（二〇一五年）